昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成17年7月15日発行第343号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

二荒山神橋（日光市）

2005. 7
No.343

－　目　次　－

□新執行部の一員として・・・・・・・・・・・・・・・2
□第２回理事会開催・他・・・・・・・・・・・・・・・3
□新しい顔ぶれで・・支局長会議開かれる・・・・・4
□日行連の定期総会・・・・・・・・・・・・・・・・5
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～8
□お知らせ・成年後見登記に係る証明書交付の際の
本人確認について・・・・・・・・9
□開発許可基準の改正について
（宇都宮市）・・・・・１０～１１
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・１４
□政連だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
□交差点・アドちゃんの談話室・・・・・・１６～１７
□熊さん八っつぁんのパソコン談義・・・・・・・１８
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・１９
□会員の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

栃木県行政書士会

新執行部の一員として

栃木県行政書士会 副会長　　秋田　　豊

理事として前期では、正副会長の指導助言と部員各位のご協力により総務部としての重責を担って、多くの課題や懸案事項等に取り組みまして大過もなく任務の遂行ができました。特に任期最後の仕上げとなります定期総会と政治連盟の定期大会が無事に果たせましたこと、その中での役員選任では画期的な全会員参加による会長選挙が執行されました。その結果については前月号の広報所載のとおり浅野新会長の誕生となりました。これは特筆に値いする事柄と思っております。

この新会長誕生と執行部の発足に関して概要に触れて見ます。

総会最終議案は規則に則る役員選挙ですが、会長選挙、理事の承認、監事、綱紀委員の選任について承認が行われました。副会長の選任は新会長により恒例とする旨述べられたことから、理事の各ブロックから互選による３名の選出と、会長による１名の氏名選出による合計４名が選任されますが、会長から恒例による方法とすることから宇都宮支部と芳賀支部ブロックより私が指名され、三回目の副会長として就任することとなりました。

この指名に併せて日政連栃木会の常任幹事と、日本行政書士政治連盟の幹事に併任されました。（日政連幹事会は別記報告します）

就任に当たって、日常徒らに馬齢のみ重ねて非力の吾が身、新執行部で重責に堪えることへの危慎を懐いたが最後の報恩と老骨にむち打って、会の更なる発展に寄与したいと思っております。

さて担当は広報部と業務開発部です。広報部については過去二期に亘って関与しましたが、今期からＩＴ関係の分掌が加えられますことから、会のＩＴ関係推進役の第一人者であり、前の広報担当副会長の金敷さんを当部の専門委員として迎えて、新井部長による第一回広報部会議に参加しました。

会議では会長からの要請と情報化時代に相応しい紙面とする方針､改善点や問題となる点の抽出、電子編さん等と支局長会で要請等が諮られ今後の広報への意欲と期待に満つ会議でした。

次に業務開発部は毛塚部長と気鋭の部員構成されており、理事会後の部会で前任者からの懸案事項、課題、特に即業務参考指針となる報酬額統計調査報告書での資料収集に当たって、会員からの提供不足による相応の報告書ができない等､部の日常活動を通じ要請して行くことを話し合われた。

以上二つの部の概要であるが、昨今の法令等の改正による行政書士を取り巻く環境は厳しさを増しつつある現況を踏まえ、会長の方針に則り広報部と業務開発部の活動と、日行連及び日政連を通して情報を得て両部の充実のため努力をして参ります。両部の方はもとより会員各位から叱咤激励をお願い申し上げます。

第２回理事会開催

平成１７年度栃木県行政書士会の第２回理事会が、６月３日（金）午前１０時３０分から、行政書士会館２階会議室において開催された。

理事総数３５名中２９名の出席があり、本会が適法に成立したことを確認した後、会則の規定により浅野吉知新会長が議長に就任し、議事録署名人に岡井正樹理事、鈴木康夫理事を指名した。

議案審議に先立ち、新会長及び新しく選任された各理事の自己紹介が行われた。

定期総会後初の理事会であり、以下の議案に沿って、今年度事業の具体的な内容が討議検討された。

第１号議案　各部・綱紀委員会の編成について
第２号議案　顧問・相談役の委嘱について
第３号議案　平成１７年度事業の具体的推進について

各議案は、慎重審議の結果、それぞれ可決承認され、本年度事業の具体的な内容と骨格が決定した。

各部･綱紀委員会の編成について､および､顧問･相談役の委嘱については、速報としてすでに、６月号に掲載の通りである。

なお、報告事項として、日行連に関する報告について諮ったところ､｢外国人登録原票｣について、現在、行政書士がとれない状況であることに対しての改善要望があった。

また､戸籍謄本･住民票の写し等｢職務上請求書｣の取り扱いについて、①従来の用紙は８月１日からは使用不可となること　②無償交換の時期の確認　③厳重管理すべきこと　等の確認があった。

全ての議案審議が終了した後、支部長会を開催し、県内１０支部の各支部長から、支部事業の推進について、要望等意見交換があった。

最後に閉会の言葉を、堀越新副会長が述べ、午後３時４０分閉会となった。　（広報部）

宇都宮市長表敬訪問

６月１０日（金)、宇都宮市議会議員諏訪利夫先生のご尽力により、浅野会長、副会長及び宇都宮支部長が、佐藤栄一宇都宮市長表敬訪問を行った。

行政書士会が、新執行部になった挨拶はもちろん、中核市であり多大な許認可権限を有する宇都宮市おいて、日頃の窓口における会員指導等の御礼、また、宇都宮市と行政書士会とが、多方面において、連絡を密にし、益々の信頼関係を深めていくことなどが、話し合われた。

市長表敬訪問後、行政書士業務に関連する各担当課を訪問した。１３日より議会が開催されるため、かなり慌しい中における訪問となったが、快く受け入れてくれた。

このような忙しい中、ご尽力いただきました諏訪先生に、この場を借りて、改めて御礼申し上げます。　（宇都宮支部長　齋藤　裕）

新しい顔ぶれで・・・支局長会議開かれる

６月２２日、１７年度初の支局長会議が行政書士会館で開催された。

今年度は顔ぶれが微妙に変わり、例年になく初々しい雰囲気が漂った。

しかし、ところで、そもそも「支局長」って何だろう？

これは誰もが抱く疑問だが、不思議なことに誰からも的確な答えは返ってこない。広報部に所属しているように見えるが、実はそうでもない。いったいどこに所属して、誰の指揮のもとに、そもそも何をするの？　と新人支局長でなくても理解が難しいのがほんとのところだ。

支局長とは県下各支部から一名選出されているが、「長」と名がついてはいてももちろん「部下」がいるわけではない。一人で、孤独に、支部に関連する情報・出来事等を適宜、「行政とちぎ」に記事を送付、もしくはだれかに記事の提供を依頼する、というのが主な（というより唯一の）仕事である。「行政とちぎ」の紙面を埋める、というのがその存在理由であるらしい。

記事を提供するという役割である以上、「行政とちぎ」をより良いものにしたいと考えるのは支局長の一致した姿勢ではある。広報部と密接な関係を作りながら、記事提供の体制をきっちり作っていきたいものである。

さて、新たに広報部長に就任した新井理事は、知る人ぞ知る行政書士会きっての文化人である。量と速さを偏重する現代社会で、人の歩みに添って生きようとする彼女の生き方は、例えば、謄写版印刷を文化として維持するガリ版刷個人誌「孔季信」（不定期発行）に表れ、読む人に、時間の流れの緩やかさと人との交わりの温かさをしみじみと感じさせている。

そんな新井部長の司会は、長いボランティア活動の経験を生かした、参加者の意表をつく仕掛けがされていて、どんなに重たい口も開かせる工夫がされている。今回も巧みな司会のもと、建設的な意見が活発にかわされた。

「行政とちぎ」は各県の行政書士会会報の中では、内容・号数とも突出している、自他ともに認める優秀な会報である。このすばらしい会報をさらに充実するために何を考えればいいのだろうか、会員の意見を広く採り上げるにはどうすればいいのだろうか…。

会議では、会員間での活発な意見交換、熱心な交流を進めたいとする意見が多く出された。会員が紙面に積極的に参加するのは、実際にはなかなか困難なことだ。新たなページを創設・再編するなどして紙面を工夫し、会員読者がより参加しやすい形にしなければならない。広く意見を求め紙面に反映する形とはどういうものか、様々な意見が出された。

会員相互をつなぐ大切な媒介であるこの会報が、さらに会員に愛され、様々な面で役に立つために、１０人の支局長は力を尽くすことをそれぞれ心に秘め、会議を終えた。

新広報部長、多くの新支局長の登場で、「行政とちぎ」のさらなる充実が期待される。

（宇都宮支局長　深見史）

支局長会の席上、アイスブレーキングとして３問自己紹介を行った。そこで話題となったものは以下の通りである。

【会報に望むもの】

論評・肩の張らない広報だったら・・・

業務以外の事でも記事として扱ってくれるので、今の会報はよい・会員のための会報を・会員相互の信頼関係が築けるような・・・個人会員の交流コーナーを設けてほしい・業務に関すること・おじゃまします・紙では足りなくなる会報・見やすいわかりやすい会報・ユーモアのあるもの・各部の動きがわかるような紙面

【最近の関心事】

字がうまくなりたい！　ペン字を習いたい・温泉・ぬか漬け・無線ネットワーク・ホームページの活用・健康・教科書問題・経済問題・文化問題・仕事に関連して・・語学学習など・・かな？　・土いじり・ツバメのヒナの成長・ブログと気力・１９７０年代

（広報部　新井紀代）

日行連の定期総会

日本行政書士会連合会の定期総会は、６月の２３、２４日の両日、東京渋谷のセルリアンタワー東急ホテル地階会議場で開催された。

その概要について報告します。

この総会には代議員（各単位会より割当）として本会から浅野会長の外４副会長が出席した。

会議に先立ち、総務大臣表彰があり、２８名の方が受賞されました。栃木会から那須支部の齋藤清一先生が栄誉に浴されました。ここに心からお祝いを申し上げます。

表彰後、今井宏総務副大臣より、行政書士法制定５５周年を記念して、受賞された方々の功績を称え、今後は健康に留意され行政書士業務に増々活躍をされることを希望すると述べられた。次に行政書士制度では、行政改革ＩＴ導入と関連する手続き、法人化、司法制度改革とＡＤＲの問題等々、取り巻く環境上幾多の変遷にあって、常に行政と住民との大きなパイプ役を果されたことへの感謝と、今後は研修制度の活用により知的専門業務の向上により、ＡＤＲの対応、利権確立に努力をされたい、総務省として多くの支援をすべく考えていると力強い祝辞があった。

続いて日行連会長表彰が行われ、総勢３５６名の方が受賞された。栃木会からは７名【大槻（那須）、嶋崎（宇都宮）、押野（芳賀）、高山（芳賀）、関（小山）、須藤（栃木）、矢口（塩那）】の方が栄誉に浴されました。ここに祝福を申し上げます。

会議に移り代議員１９３名、出席１８９名で定数に達し会議成立した。

特に会場内は、後刻執行される会長選挙での両候補者支援者間の異様な空気が充満することを強く感じた。

正副議長選出の後、議事録署名に栃木会の浅野会長が指名されました。

議事の運営で、議案等は事前配布済なので、各自の提出質問書により執行部の答弁より入ることとなった。

提出された議案は次の通り。

第１号議案　　平成１６年度事業報告
第２号議案　　平成１６年度決算報告
　　決算報告書・監査報告書
第３号議案　　平成１７年度事業計画(案)
第４号議案　　平成１７年度予算（案）
第５号議案　　日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）
第６号議案　　役員の選任

第１．２号議案を一括議題とし、監査委員の監査結果報告のあと、直ちに提出質問の答弁に入った。本件の質問は２６件、共通点は、ＡＤＲの代理権とその対応、電子申請、知的財産権の研修、入国管理局関係等であり、答弁に対する再質問により、今後課題として検討する点を含め継続とすることもあり。議長採決により原案承認された。

次に３、４号議案に関し５２件の質問書の提出があった。

質問内容では前号と重複する面が多かったＡＤＲへの取り組み、電子申請、個人情報の保護、特に職務上請求書の制約関係等であったが個々の答弁では研究課題と次の執行部への引き継ぎ等で、総括答弁で畑国際部長からＡＤＲと司法制度関係の解説と日行連としての対応について、宮内会長から行政書士が行政と住民とのパイプ役の確立と、ＡＤＲ代理人資格の環境整備、研修制度により信頼性の高い専門家の育成、ＩＴ化社会への対応等日行連として強力に推進して参る、特に職務上の請求書関係については、一部の不心得の者が引き起こした件であっても、その信頼を得るための処置であることを説明した。

第６号議案、役員の選任について

執行に先立ち、畑、宮内両候補の所信表明があり、選管からの説明の後、代議員を除く執行部役員、傍聴人の退席と会場閉鎖がされた。

投票は選管が各代議員個々の照会確認して投票用紙を交付、投票した。

結果　投票総数　　１９３票
　　内友好票　　１９２票　無効票　１票

各候補者の得票数

　　候補者　　宮内一三　　１２３票
　　候補者　　畑　　光　　６８票

最多得票を得た宮内一三氏が選管から当選証書を授与され再選された。

宮内会長は、再選の弁を次のように述べられ、前２年の任期の課題等を今後２年間に果することと新たな課題に向けて努力を傾注したいと協力を要請して謝辞を述べた。

以上午前１０時に終了閉会とした。

（広報部　秋田　豊）

書士会日誌　2005.6

			出　席　者	
１日	水	正副会長会	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長　岸相談役	①
３日	金	理事会・幹事会		P3.P15
７日	火	関東地方協議会	会長	②
８日	水	綱紀委員会	会長　神山委員長　嶋崎副委員長　岸委員　杵渕委員 松村委員　岩田委員　池葉委員　宮澤委員　坂内委員 小柳委員	③
１０日	金	会報校正	新井部長　金敷専門部員　青木前部長	—
		宇都宮市挨拶回り	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長	④
１４日	火	ＩＴ戦略特別委員会	会長　前澤副会長　田渕委員長　関副委員長 白澤委員　金敷前委員長	⑤
		業務研修部会	会長　前澤副会長　風間部長　石田副部長　江藤理事 松岡理事　江連理事　渡辺専門部員　市川専門部員	⑥
１５日	水	宇都宮資産税務研究会	会長	P13
１６日	木	総務部会	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長　齋藤理事 鈴木理事　和賀井理事	⑦
１７日	金	広報部会	会長　秋田副会長　新井部長　清水副部長　田代理事 大石理事　金敷専門部員	⑧
１８日	土	車庫証明申請センター運営協議会定期総会	会長	P16
２１日	火	６団体業務連絡会（研修部）	会長　前澤副会長　風間部長	⑨
２２日	水	支局長会議（広報部）	秋田副会長　新井部長　清水副部長　田代理事 金敷専門部員 深見支局長　金井支局長　河田支局長　土方支局長 大瀧支局長　長谷川支局長　山ノ井支局長	⑩
２３日	木	日行連定期総会・日政連定期大会	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長	P5 P15
２４日	金			
２８日	火	軽自動車協会業務連絡会	会長　宮嶋副会長	P17
２９日	水	栃木県情報政策課との連絡会	前澤副会長　田渕委員長　白澤理事　金敷前委員長	⑪

①正副会長会
ＰＭ３：００～６：３０

【内容】
１．各関係課あいさつ回り（ＡＭ９：４０～）
２．正副会長会開催
・役員人事について
・理事会開催資料の検討
・幹事会開催資料の検討
・戸籍請求書の差替えに関すること
・真岡サービスに関する問題の件

②第３回関東地方協議会
ＰＭ４：００～８：３０

【内容】
１．会長出席他、埼玉会のみ経理部長田部井氏が代理出席した。
２．東京会副会長霜越氏と茨城会事務局長八巻氏が同席。
３．１７年度の業務運営についての説明。
４．連合会会長選挙について
【決定・検討事項】
１．連合会会長選挙については、関地協一致して推選応援することとした。
２．宮内会長を激励会の開催

③綱紀委員会
ＡＭ１０：３０～ＰＭ１：１５

【内容】
　嶋崎副委員長の開会の後、会長挨拶、委員長挨拶、自己紹介と続き、委員長が議長となり、次第に従い議題について意見交換があった。会員の綱紀粛正について、訓告、会員権停止と意見が分かれ更に慎重に議論された。
【決定・検討事項】
　会員綱紀粛正の対応について
　　会則２４条（１）による訓告。その他反省と誓約を含む文章を頂くこととする。

④宇都宮市挨拶回り・正副会長会
ＰＭ１２：３０～６：３０

【内容】
１．宇都宮市長並びに宇都宮市関係課挨拶
２．会員の処分検討
３．苦情処理の検討
４．日行連総会質問書の検討

⑤ＩＴ戦略特別委員会
ＰＭ２：００～５：３０

【内容】
平成１７年具体的事業の推進について
　１）電子申請に関し栃木県庁との協議
　　（出来るだけ早く訪問しておく）
　２）電子申請講習会の開催
　　・電子申請　　７月２０日
　　・ｅ内容証明　　１０月
　　・希望ナンバー　１月
【決定・検討事項】
　県庁情報政策課訪問
　・講習会　定款認証関係
　　７月２０日　１３時３０分から
　・第２回委員会
　　７月２０日　１５時３０分から

⑥業務研修部会
ＰＭ１：３０～６：００

【内容】
　研修会の開催内容（研修科目）の選定についての協議
　・法定業務研修・知的財産研修・実務研修
　・電子申請研修・基礎研修・産廃特別研修
　・成年後見制度に関する研修
　・法定改正関係研修
の科目と時間配分とスケジュール
【決定・検討事項】
　上記内容について、全２７回の研修項目を決定。
　一般実務研修について、各担当者を決め、７月、８月に４回目（５科目）の予定を立てた。
　９月以降の研修実施予定については、７月５日に第２回部会を開催し、詳細を決定すること。
※各支部より依頼があった場合、研修部より講師を派遣することにつき、日当、その他について正副会長に諮ってもらう件

⑦総務部会
ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
　①年間スケジュールの検討
　②オリエンテーションに関する件
　　8/18　岡井・鈴木、11/17　宮嶋・齋藤
　　2/16　木下・和賀井
　③登録・入会申請に関する件
　　部会のとき併せて検討する。
　④福利厚生について、旅行を計画する。
　　11/12, 13 予定。７月部会で検討する。
　⑤会則・諸規定について、市町村合併に伴う見直し作業について（岡井･木下担当）
　⑥障害保険加入について、予算内で会長一任。
　⑦苦情処理について、今年は従来通りとする。ただし、専門的知識が必要な時は各部長に依頼する。来年は専門委員会を作る方向で検討する。
　⑧会員名簿の発行について７月に内容を検討する。
　⑨事務局に関すること、具体的には会長と局長で検討する。
　⑩駐車場に整備について、原案を木下、次回検討。

⑧広報部会　ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
平成１７年度事業推進のための基本姿勢の共有
①会報に関すること
・報告記事を円滑に載せるための工夫（会議録方式）
・原稿当番の把握
・原稿料について
②ＨＰに関すること
・サーバー管理者について
・ＨＰの活用について
③広報部事業全般
・総会での質問への対応について
【決定・検討事項】
◎報告記事は「会議録」を深化充実させることでタイムリーに情報を伝えられるようにする。
◎担当する記事、ローテーションの確認
◎表紙シリーズは「橋」をテーマに。
◎ＨＰへの業務別名簿登載について、会報を利用して伝える。
◎支局長会議への対応準備（i0ffice の体験）
◎編集する時の注意として用語や表現に対する感性を磨く、又、より適切な校正をめざす。
◎世論調査、統計については、なお検討する。

⑨６団体業務連絡会　ＡＭ１０：００～１１：００

【内容】
平成１７年度業務連絡会の事業計画について
○６団体共催研修会収支報告
○宇都宮市開発許可基準の一部改正に伴う研修会開催について
○今年の幹事団体の継続について
上記会議について６団体各担当者が出席し、当会浅野会長の議事進行にて行われた。
【決定・検討事項】
１．前回の収支報告が承認された。
２．宇都宮市開発許可基準改正の研修会は７月２２日（金）１０：００～１２：００を第１希望とし行う。
・当会が幹事会として会場その他の段取りを行う。
・研修会資料代は無料とし、前回５月の県の開発許可基準改正と同じ分担により行うこと。
３．６団体の幹事は順番により土地家屋調査士会に引き継ぐべきだが、今年は当会が引き続き幹事会を務める旨決定した。

⑩支局長会議　ＰＭ１：３０～４：００

【内容】
１．平成１７年度「行政とちぎ」の編集について
２．ＩＴ編集の実際
【決定・検討事項】
◎行政とちぎの原稿について‥ローテーション内容の確認
◎ＩＴ編集体験‥会議の様子を写真に撮り、それを紙面化し、１ページを作成する流れの体験。
◎ＨＰ，i0ffice の利用例
◎今後の会報に望むものの意見交換

⑪栃木県情報政策課との連絡会　ＰＭ１：３０～３：１５

【内容】
・電子県庁に係る担当課（情報政策課）との協議。
・前年からの経過確認
・具体的な電子申請（特に代理申請）の提案
１）建設業変更届　２）指名参加願
・電子申請の問題点と今後の取り組み。
行政書士会の協力
・その他電子申請全般
【決定・検討事項】
・定期的に本協議を続ける。
・提案の申請について、情報政策課が検討する。

※この記事は、各部等からの会議録に基づいて掲載しております。　（広報部）

広報部からのお知らせ

【ホームページ業務別名簿掲載について】

栃木県行政書士会ホームページ「業務案内」に掲載されている、地域別・業務別行政書士名簿に掲載を希望の会員は、ホームページの「会員専用」のトピックスに「業務一覧表」・「業務別名簿登録申込書」を掲載しましたので、内容を確認の上、お申し込み下さい。

なお、地域別・業務別行政書士名簿は、本年４月から栃木県行政書士会ホームページの「業務案内」で、ホームページ上から栃木県行政書士会員を「地域別・業務別」に検索できる会員名簿検索システムです。

内容をご理解の上、お申し込み下さい。

また、お申込み後、登録されるまでに事務処理上数日かかる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

【支部ホームページについて】

先月号でご案内いたしました、栃木県行政書士会のＷｅｂサーバーに、支部ホームページを掲載希望する場合の申し込み用紙を、当会ホームページ「会員専用」のトピックスに掲載しましたので、希望する支部は、ホームページよりダウンロードして当会までお申し込みください。

お申し込みいただいた支部ホームページ管理者には、「設定マニュアル」をメールでお送りいたしますので、マニュアルにしたがって設定してください。

なお、事務局での作業が伴いますので、データー転送後Ｗｅｂに公開されるまでに時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

【メール転送申し込みについて】

栃木県行政書士会のメール（ID@gt9.or.jp）を携帯電話等に転送希望の方は、当会ホームページ「会員専用」のトピックスに「メール転送申込書」を掲載しましたので、ダウンロードしてお申し込みください。

なお、設定までに数日かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

戸　第３２７号
平成１７年４月１３日

栃木県行政書士会　御中

宇 都 宮 地 方 法 務 局
戸籍課長　後　藤　信　樹

成年後見登記に係る証明書交付の際の本人確認について（お願い）

標記証明書については，本年１月３１日から当課において発行事務を開始しておりますが，本年４月１日から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことに伴い，請求権者の本人確認を実施することとなりました。

つきましては、貴会々員が代理人として上記証明書を請求される場合，委任状の外に請求権者本人であることが確認できる運転免許証，健康保険証，パスポート等の確認資料が必要となりますので，会員の皆様にご連絡願います。

なお，その他の必要書類は従前と同様ですが，不明な点は当課宛て問い合わせ願います。

※行政書士の場合、請求権者本人であることの確認資料は、代理人の「行政書士証票」も含まれます。

開発許可基準の改正について（宇都宮市）

１　背　景

（１）社会経済環境の変化に伴う見直しが必要
・人口減少により集落・コミュニティの維持が困難
⇒「都市計画法第３４条８号３」に基づく条例（平成１５年１０月１日施行）により，市街化調整区域における開発許可基準を一部緩和した内容と整合を図る必要性
・店舗，事業所等の業態の変更を反映する必要性
⇒　日用品等販売店舗（法第３４条第１号）に対する市民ニーズが多様化
⇒　コンビニエンスストアの役割が拡大

（２）線引き施行日（昭和４５年１０月１日）からの年月の経過
・線引き前からの土地所有者や居住者等に限って適用される市街化調整区域における許可基準の見直しが必要
・建物の用途変更や使用者の変更に対する適切な対応が必要

２　許可基準改正の概要

（１）法第３４条第１号（日用品等販売店舗）に関する許可基準の改正
ア　対象業種
・「法第３４条８号３」で許可対象としている店舗等との整合を図るとともに，利用者ニーズ・実態等を踏まえ，業種の選択幅を拡大
⇒　クリーニング取次店，弁当・惣菜店，化粧品店，宅配ピザ店等が新たに建築可能
イ　敷地形状
（現行）周長１／６以上接道かつ整形
（改正）周長１／６以上，または前面道路に１０ｍ以上接道

（２）法第３４条第８号の建築物（沿道サービス業）に関する許可基準の改正
ア　対象施設
・休憩施設としての利用が市民に定着しているコンビニエンスストアを新たに追加
イ　規模
・延床面積：２００㎡以下
・敷地面積：１，０００㎡以上２，５００㎡以下（４車線の場合５，０００㎡以下）
ウ　位　置
・広域幹線道路となる６ｍ以上の国道及び県道に接道

エ　敷地形状
（現行）周長１／６以上接道かつ整形
（改正）前面道路に２４ｍ以上接道
（３）　法第３４条１０号ロ（開発審査会提案基準）に関する改正

自己用住宅に関する事項
ア　居住実績要件に関する緩和
・線引き前からの土地所有や居住実績によらず，市街化調整区域に１５年以上住んだ者に一定の集落内（５０戸連たん又は２０戸／３ha）への住宅建築を認める。

⇒申請地は居住実績のある町及び隣接する町に限定

イ　分家住宅の要件に関する緩和

・一定の集落性のある区域（２０戸連たん）を原則として，線引き前から親族が持っていた土地への住宅建築を認める。

⇒線引き後の分家世帯から独立する場合にも建築が可能

ウ　同居親族のための住宅建築に関する緩和

・３親等以内の親族でその世帯主と住居・生計を同一にしている者に，既存の住宅敷地（線引き前住宅及び許可を受けた住宅）の隣接地にも自己用住宅の建築を認める。

エ　延床面積の上限（２８０㎡）の規制緩和

・住宅の規模に関する規制は建築基準法に委ね，開発許可上は敷地面積を規制（５００㎡以下）する.。⇒建ペイ率６０％，容積率２００％

業務施設に関する事項

ア　工場等の敷地拡張に関する緩和

・既存工場等の敷地拡張にあたり，小規模な水路等を隔てた土地以外に適地がなく，その水路等の管理に支障がない場合は，拡張を認める。

イ　小規模な事業のための建築物に関する緩和

・市街化調整区域内に１５年以上住んだ者に，現在居住している住宅の敷地内で，延床面積５０㎡以下の店舗，事務所，作業所等の建築を認める。

⇒生計を維持する上で必要最小限度の規模で，周辺環境に悪影響を及ぼさないもの

ウ　駐車場や資材置場等の管理施設に関する緩和

・駐車場や資材置場等の土地利用の開始時と同時に，その管理施設（延床面積３０㎡以下）の建築も認める。

⇒現行では土地利用が先行していることが前提条件

用途変更に関する事項

ア　建築物の用途変更，使用者変更の取扱いに関する見直し

・建築後２０年以上かつ居住者が１０年以上使用している建築物の用途変更について新たに提案基準化する。

・使用者の死亡，倒産等やむをえない理由による使用者の変更は適正期間を問わず認める。など

※「宇都宮市開発行為等審査基準」・「宇都宮市開発許可の手引」がございますので、必要な方は事務局までお問い合わせください。

支局かわら版

第２回栃木県人権研究集会開催 ―宇都宮支部―

６月２５日土曜日、栃木県・市町村・各教育委員会が後援・参加する「栃木県人権研究集会」が宇都宮市駒生町の「とちぎ健康の森」で開かれ、行政職員や人権団体など３６０人が参加した。

県知事の挨拶（代読）の後、ＮＰＯなら人権情報センター副理事長の山下力氏の記念講演を受け、午後からは５つの分科会に分かれて研修・討論が行われた。

各分科会の内容は以下のとおり。

第１分科会「人権教育＝栃木における『子どもの権利条約』のいま」、第２分科会「人権のまちづくり」、第３分科会「社会保障」、第４分科会「アサーティブトレーニング」、第５分科会「企業と人権＝企業の社会的責任」。

「社会保障」をテーマとした第３分科会は、元共同通信記者・浅野健一同志社大学教授をコーディネーターに、「施設内虐待をゆるさない会」代表・浦島佐登志氏、自立支援ホーム「星の家」ホーム長・星俊彦氏、元衆議院議員であり元受刑者でもある山本譲司氏の三名をパネリストに迎えた。施設の子どもたち、刑務所に暮らす知的障害者など、社会から取りこぼされた人々とともに日々悪戦苦闘しているパネリストたちの衝撃的な話に、８５名の参加者は息を詰めて聞き入った。

読者諸氏もご存じのように、民主党衆議院議員であった山本譲司氏は、秘書給与問題で有罪判決を受け、黒羽刑務所で服役した。その経験を書いた「獄窓記」はベストセラーになるとともに、ＴＢＳでドラマ化され先月放映された。映画政策も現在進行中だ。

福祉が専門と自負していた国会議員が受刑者として入った刑務所で見たものは、自分がなぜそこにいるのかも理解していない多くの知的障害者だった。

昨年度の新受刑者３万人余のうち、知能指数７５未満の知的障害者が半数近くいる（知能指数１００以下の人は実に９０％にのぼる）という現実は、刑務所など無縁のものと平然としていた人々を打ちのめす。本来ならば療育手帳を交付され、行政から様々な支援を受けられる立場にいる人たちが、行政から放置されることによって居場所を失い、無銭飲食や徘徊といった微罪で逮捕・起訴・投獄され、矯正とはほど遠い環境で暮らしている。当然、刑務所出入りは繰り返される。

宇都宮市内で自立支援ホームを主宰、社会や家庭からこぼれ落ちた少年たちと２４時間向き合う星俊彦氏は語る。「大好きな母ちゃん父ちゃんに殴られたり蹴られたり、先生や周りの大人に無視されたり誤解されたり…そんなとき、表情をなくした子どものこころの中からはプチプチとたましいが壊れる音が聞こえてくる…」「子どものたましいはだれかが両の掌で温かく包んでやるだけで見事に再生してくる」「心の闇がひろがっていくのを防ぐために人間を人間扱いしないすべての傾向とたたかいつづけていかなければならない」

栃木県の自立支援施設への支援・政策は全国の中でも突出して遅れている。早急な対策が求められるだろう。

施設内虐待問題に関わる浦島佐登志も語る。「大人との関係性が希薄な事が理由で『不良』になる子どもを刑法で縛って何になるのか。こういう環境にいる子どもたちを社会との関係を持たせるための環境と場所作りが不可欠だ」

犯罪に関わった子どもを責め立て罰するだけの社会では、闇は広がるばかりだ。日本は他の先進諸国に比して、刑務所や更正施設にかける費用が極端に少ない。冤罪の温床として悪名高い「代用監獄」の廃止とともに、刑務官等に対する人権教育の実施について、国連から何度も勧告を受けているのが実状だ。

「税金を使う人（刑務所等にいる人）を、税金を納める人（社会で働く人）にしよう」という意識をもって、人を守り、人を変えていく社会に向けた取り組みが求められる。

（宇都宮支局長　深見　史）

支 局 情 報

【宇都宮】

平成１７年度第２回宇都宮支部理事会・幹事会開催

６月１５日（水）午前９時３０分より、行政書士会館で第２回宇都宮支部理事会が開催された。朝早くからの開催であったが、理事総数１６名中１５名の参加を得ることができた。今回、支部長が、２期目ということで、本会とは違って、少し独自色を出していきたいとの発言があった。具体的には、前年度、各団体で開催されているイベントに試験的に参加してみた。結果は、それなりに終わったが、やはり、行政書士の知名度をアップさせるには、結果はどうあれ、イベントに積極的に参加すべきである。ミニイベントでも構わないから、参加しようということになった。今年度の本部では、イベント開催という活動は無いと言うことなので、せめて宇都宮支部だけでも、ゲリラ的、単発ではあるが、参加することとした。また、今年度から理事の約半数が新任理事であるため、毎月宇都宮市役所で開催されている無料市民相談会について改めて注意事項等説明があった。
新任理事からの活発な意見も出て、滞りなく終了した。
理事会に続いて、幹事会も開催された。この中で、本年度総会において、推薦議員との連携を密にすべきとの意見があったが、本部と連携しながら、積極的に活動を行っていくこととなり、終了した。

（支部長　齋藤　裕）

平成１７年度第１回宇都宮資産税務研究会研修会開催

平成１７年６月１５日（水）午後１時３０分より、とちぎ福祉プラザにおいて、研修会が開催された。（宇都宮支部と宅建業協会宇都宮支部共催）
講師は、宇都宮税務署資産課税連絡調整官近藤勝夫様、個人課税審理専門官野崎千秋様である。
現時点においては、大きな税制改正がなかったが、土地・建物等の譲渡及び所得税・消費税について、懇切丁寧な講演が行われた。我々の業務に直結する内容であるため、熱気を帯びた研修会となった。

（支部長　齋藤　裕）

第９回宇都宮資産税務研究会総会開催

平成１７年６月１５日（水）午後０時より、第９回宇都宮資産税税務研究会総会が、とちぎ福祉プラザで開催され、行政書士会宇都宮支部から１３名の代議員が参加した。
例年、プラザインくろかみで開催されていたが、諸事情により、使用不能となり、今年度、とちぎ福祉プラザを初めて使用することとなった。今総会はもちろん、総会後、開催された研修会においても、利用者からは、駐車場が広い、施設も新しくきれいである等、好評であった。
総会には、来賓として、宇都宮税務署から黒岩文雄署長ほか３名、栃木県宅地建物取引業会から金盛正雄副会長、栃木県行政書士会から浅野会長の参加をいただきました。
総会においては、昨年度の事業報告・収支報告・監査報告、今年度の事業計画案・予算案等が慎重審議、可決され無事終了した。

（支部長　齋藤　裕）

８月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１７年８月８日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：松野文武・遠藤美代子

【佐　野】

おめでとうございます！

佐野支部の高島俊夫支部長が、このたび瑞宝双光章の叙勲の栄誉に輝きました。１９７０年から調停委員となり、前宇都宮家庭裁判所調停協会連合会副会長を務められました。

（支局長　河田　力）

おじゃましま～す！

今回訪問したのは､宇都宮支部の井上先生です。見た目は、ちょっと怖いかなというイメージの井上先生、実は、かなりの紳士です。

訪問する前に、井上事務所のホームページを拝見させてもらったら、なかなかのやり手。
行政書士も変わってきたな～という印象でした。

では、井上先生をご紹介します。

①氏名　　井上　尉央（いのうえ　やすひさ）
②事務所　　宇都宮市峰３－３１－３３
③入会年月　２００４年２月
④入会の動機
　高校時代将来弁護士になる夢をもったが、大学で４年遊んでしまい、大学３年の時に親戚の行政書士事務所でアルバイトした事がそのきっかけとなりました。
⑤専業 or 兼業　専業
⑥得意業務
　現在勉強中のもを含めて、
　　・法人ビジネスサポート
　　・契約業務（国内・国際）
⑦苦労している事
　苦労の連続で、全てが苦労です。契約関係では、今、国際関係の契約の雛形作りに苦労しています。
⑧行政書士になって良かった事
　ビジネス、プライベートを含めて県内・県外に知り合いが増えたこと。
⑨モットーは、 特別ないが・・・
　あえてあげるなら「考えるよりまず行動」・「ノーと言わない」・「出来ないと言わない」
⑩ご家族は、 独身です。
⑪趣味
　今後やりたいことですが､ピアノを習いたい。今、クラシックにはまっています。
⑫特技
　飲み屋で盛り上げること。
コメント：一緒に飲んだことがありますが、かなり盛り上げます！
⑬好きな場所
　自分が行ったことのない、自分に関係ない場所いやな事や、仕事のことを忘れられるから。
⑭好きな色
　冷静を思わせる「青」・知的イメージの「白」
⑮好きな言葉　特にない
⑯一言
　行政書士の既成概念を変えて行きたい。できれば、自分がリードオフマンとなって行政書士のイメージを変えることが出来たらと思います。
コメント：だからと言うわけではないが、外見もちょっと個性的

一見怖そうな井上先生、外見と違って、かなり紳士的です。

それどころか、話を聞いていると、なんとなく「かっこいいな～」という印象です。

話は沢山お伺いしたのですが、話が面白くて内容を忘れてしまいました（・・；）

「口先だけではなくやる男」そんなイメージの井上先生、話もうまいし、知識も行動力もあります。きっと、これからの行政書士をリードしていく存在となりそうです。

ちょっと、誉めすぎの感じがしますが、私の印象ではそんな先生でした。

（広報部　金敷　裕）

第２回日政連栃木会幹事会開催

幹事会は、理事会終了後、平成１７年６月３日（金）午後４時から幹事３５名中２４名の出席により開会された。

はじめに、来賓の鯉沼義則県議会議員および宮澤昭夫矢板市議会議員からご挨拶をいただき、その後議事に入った。

第１号議案　常任幹事会の構成について
第２号議案　平成１７年度運動計画の具体的推進について
第３号議案　顧問の委嘱について

各議案は、慎重審議の結果、すべて原案通り可決承認された。

また、議事終了後、来賓の議員を囲み、貴重な情報交換等の時間を持つことができた。

なお、常任幹事は下記のとおりです。

会　長　　浅野吉知
副会長　　秋田　豊・堀越　功・前澤眞一
幹事長　　宮嶋幸雄
副幹事長　　風間　洋・岡井正樹
会計責任者　柳川英一

（広報部　新井紀代）

日政連定期大会

日本行政書士政治連盟の定期大会は、２４日午前１０時３０分から、日行連の定期総会に引き続セルリアンタワー東急ホテル地階会議場で代議員の一部交代により開催された。

当日の代議員総数１９３名、出席者１７７名で定足数に達しており会議が開かれた。

会議に先立って第２５回定期大会で政連の幹事２期以上在任した者に対し会長表彰が行われ受賞４３名の中に栃木会より筆者が当受賞しました。

さて、会議の代議員に栃木会から（会長は役員で別として秋田、宮嶋、堀越、前澤）４名の副会長が出席した。

開会に当たり宮内会長は、日政連と日行連は表裏一体であり、議員連盟を通して行政書士制度の確立と更なる発展に努力を尽くして参るべく挨拶をした。

会議は、正副議長選出の後、議事録署名人として筆者が当たりました。

本会に提出議案は次の通り。

第１号議案　平成１６年度事業報告
第２号議案　平成１６年度決算報告
　　監査報告
第３号議案　日本行政書士政治連盟規約の一部改正（案）
第４号議案　平成１７年度運動方針(案)
第５号議案　平成１７年度予算（案）
第６号議案　役員選任

以上、６案件の内、第５号までは、大会資料として配布済であり質問書の提出された内容について執行部の答弁と再質問することで審議されることとした。

質問書の内容で共通する事項が多く、特にＡＤＲ等に関する対応と今後の方向付けについて、又会費について大会毎の質問事項での明確な点が示されない点、即ち会費の納入は寄附とある以上全会員の強制徴収は違法である指摘が多かった。執行部からは、次前の幹事会でも結論付けてあり、単位会出身の幹事に聞かれたい。会費は全会員とすることに違法性はないと答弁、議長採決の結果、全提案は原案通り可決承認された。

次に役員選任では、会長職を日行連会長と併任することで決定。

再任の宮内会長は日行連と日政連が一体となり会の発展に尽くして参るので協力を要請する挨拶をした。

次に会長指名とし幹事以外から３名の会員を追加することを諮って承認を得た。

東京支部　田中、神奈川支部　山田、埼玉支部田部井であり、幹事長を山田荘一氏、副幹事長に東京会の土塚康雄氏を指名した。

次に副会長は、会長と正副幹事長により（北海道）葛西、(静岡）中山、(愛知）北島、(奈良）西谷、(山口）山根、(熊本）工藤を指名した。

幹事は部署の希望を取り、後日の幹事会で決定すると、午後１２時２０分閉会した。

（広報部　秋田　豊）

佐野自動車登録代行センター総会

平成１７年度佐野自動車登録代行センター臨時総会は、去る６月１１日午後２時３０分から、佐野市堀米町の「佐野ハーモネートスクエア」で開催された。

今回の臨時総会は、規約の見直しについて及びいくつかの懸案事項について検討するために開催され、会員２７名中、委任状を含めて２６名の出席があった。議長に市川浩一会員を選任したあと議案審議を行い、慎重審議の結果原案通り可決承認された。

予定時間より早めの終了となったので、輸出抹消についての研修を行い、７月からの対応に万全を期した。

その後、歓送迎会を行い、懇親を深めた。

（佐野登録代行センター副センター長　新井紀代）

お久しぶり！女性会（県中部）懇親会開かれる

女性会員の交流を目的とする「栃木県行政書士会・女性会」の集まりが、６月２３日、宇都宮市内の某居酒屋で久しぶりに開催され、宇都宮・鹿沼在住の会員１２名が参加した。（県北・県南のみなさん、誘えなくてごめんね！）

懇親会しかないと言われる女性会の役割は、しかし実はなかなか大きいのだ。結成（！）以来、懇親会に多大な時間をかけて会員相互の信頼を培ってきたため、業務の相談や交換が会員間で盛んに行われている。業務の違いをうまく生かし、それぞれの分野をさらに広げていく試みは成功しつつある。

孤立しがちな書士業ではあるが、自由さという最大の特性をさらに生かし、しなやかに美しく仕事に励もうと誓い合い、楽しい会を終えた。

県内の会員全員で集まることはなかなか難しいところだが、「次回には総結集を」と次なる企画が期待されている。

（宇都宮支局長　深見　史）

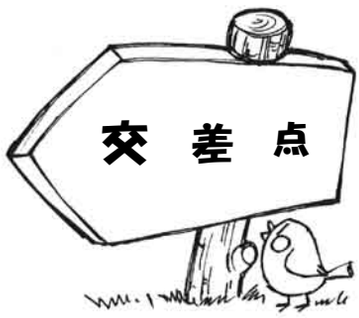

車庫証明センター定期総会開催

６月１８日（土）ＪＲ宇都宮駅前の「チサンホテル」にて、自動車車庫証明申請センター運営協議会の定期総会が開催された。佐藤進一副会長の司会で始まり、宮嶋幸雄烏山センター長の開会の言葉、物故センター員への黙祷の後、渡辺真当会会長の挨拶があった。次に来賓として出席された本会の浅野吉知新会長と佐野自動車登録代行センターの新井紀代副センター長から祝辞があった。早速議事に入り、１号議案の「平成１６年度の事業報告」から６号議案の「役員選任」までを審議し、すべての議案が承認可決された。福田勝守今市センター長が閉会を宣し総会は終了した。

新役員は次のとおり。

会　長　渡辺　真
副会長　佐藤進一　小林幸雄　　松本　明
監　事　松長　健　西宮　功
顧　問　岸　　宏　浅野吉知

この後、別会場にて懇親会が開かれ、一年ぶりの再会に破顔一笑のセンター員もいて、有意義な時間を共有することが出来た。

（運協副会長　松本　明）

軽自動車協会と業務連絡会議開催

６月２８日（火）運営協議会の総会後初の事業として、栃木県軽自動車協会との業務連絡会議が栃木市で開催された。

「軽自動車の保管場所届出の当面の諸問題の検討」が議題であったが今回は特に６月６日（月）付けの下野新聞に掲載された軽自動車の車庫証明届出の広告を中心に活発な意見交換が行われた。これは軽自動車車庫証明届出率アップを目的に栃木県行政書士会、中古自動車販売協会、軽自動車協会の三者が協力して広告を掲載したもの。現在、宇都宮市・足利市・小山市が対象地域であるが、周知徹底されていないこともあり時宜にかなったものとしてその効果が期待される。

出席者は次のとおり。

軽自動車協会
　会　長　　岩瀬和夫
　副会長（保管場所届出対策委員長）三田達彦
　副会長　　諏訪　求
　専務理事　槌谷恒夫
栃木県行政書士会
　会　長　浅野吉知
　副会長　宮嶋幸雄
運営協議会
　会　長　渡辺　真
　副会長　佐藤進一・小林幸雄・松本　明

（運協副会長　松本 明）

耳よりな情報

女　性　必　見

来る１０月６日、宇都宮市文化会館にて公演されます、宝塚歌劇団の「ベルサイユのばら」は、お近くの場所でなかなか見られませんので、ぜひご覧になってください。

その理由は、宝塚の歌劇は、各地での公演要請が多いため、栃木県での公演は、２年に１度しか行われず、特に宝塚歌劇の代表作「ベルサイユのばら」は、めったに見ることが出来ません。

チケットは、７月２日より、下野新聞に広告が載っております。販売所にて、お買い求めいただきたいと思います。

（鹿沼支局長　山ノ井一男）

訂正とお詫び

６月号で、誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。

Ｐ１４　新役員一覧
　綱紀委員会
　　委　員　　宮澤昭夫
　支部長
　　小　山　　市村忠男

Ｐ１６　会員の動き（変更）
金枝健造会員
誤）支部名・住所・TEL・FAX
正）塩那支部・さくら市氏家 2579
　　TEL 028-682-2476

熊さん八っつぁんのパソコン談義

熊／八っつぁんよォ、近頃のカタカナ用語にゃぁ　まいっちまうぜ。
　　ＡＤＳＬってのは何だっけ？
八／そりゃーおめぇ　電話回線の速ぇーやつだろぉがぁ。
熊／それでさ、調査士さんや他の士（さむらい）さん達が、裁判のなんとかにかかわるってのが、やっぱりＡＤ・・っていうんだよなぁ。
八／あー、それはＡＤＲってらしいぜ。
熊／そんでもって、尼崎脱線事故で話題になったのが、やっぱＡ・・なんとかだったよ。
八／ちょっと待ってな。それはえーと、ＡＴ・・Ｓだっけ？　Ｃだっけ？
熊／なんだかよォ、電話も裁判も列車も、ごちゃまぜになっちまうなぁ。
八／こういう話は、ご隠居さんも大家さんも、ちっとムリだしなぁ。
熊／角の代書屋に今度行ってみるかい？
八／そうだな。今どきの話を、ちったぁわかりやすく噛み砕いてもうおうぜ。

そこで、「熊八パソコン談義」を、我らが行政書士のアドちゃんに、随時、講釈してもらうことにしました。コンピューター関連語を中心に、幅広く今どきの言葉を取り上げてまいります。そもそも「パソコン」という言葉自体が和製英語で、このままでは英語としては通じない、と『とっさの日本語便利帳』（朝日新聞社）には記されています。正しくはもちろん「パーソナルコンピューター」です。
まずは第１話。今回の言葉は、ＡＤＳＬ　ＡＤＲ　ＡＴＳ　ＡＴＣです。

・ＡＤＳＬ（Asymmetric Digital Subscriber Line）
一般的な電話回線による高速インターネット接続を可能にした技術のことです。これを使用した常時接続サービスが各社から比較的安価に提供されているが、NTT から遠い場合は速度が安定しない等の弱点もあります。
・ＡＤＲ（Alternative Dispute Resolution）
「裁判外紛争解決手続」のこと。通常の訴訟より迅速かつ柔軟な解決を実現する手続として注目されています。
・ＡＴＳ（Automatic Train Stop）
「自動列車停止装置」のこと。新型には速度をチェックし、ブレーキを自動制御する機能があるが、旧型は赤信号見落としなど、限られたケースでしか作動しません。尼崎脱線事故を起こした車両は旧型でした。
・ＡＴＣ（Automatic Train Control）
「自動列車制御装置」のこと。ＡＴＳより高度なシステムで、新幹線や山手線、一部の地下鉄で採用されています。導入コストがかなりかかるのがネックです。

KOMOREBI

木もれび

昨年は家の２階ベランダの高いところにツバメが巣をつくったが、ヒナが小さいうちにすずめに巣をこわされて、落ちて死んでしまった。今年も５月初めに同じ所に巣をつくったので、６月下旬には巣立ちできるかと期待していたらその前にどこでかぎつけるのか、ヒナは蛇にのまれてしまった。

親鳥もこなくなったので今年はもう無理と思い巣を取り除いて掃除したら、１週間もたたないうちにまたやってきて巣を作り、現在親ツバメが巣に入っている。

この２ヶ月のうちに２回ツバメの巣作りを観察したが、前のツバメは不器用で壁のあちこちに泥をつけたり泥を落としたりかなり汚してくれた。巣の完成まで日数もかかった。あとのツバメ夫婦は力を合わせ、まわりも汚さないであっという間に完成してしまった。前とあとでは同じツバメとは思えないのでツバメにも要領の悪いのと要領よく仕事ができるのといるのだな、と思う。自分に当てはめて考えてみると、私の仕事は前のツバメに似て要領が悪い。作った書類を見失ってまた作りなおしたり、きれいな書類を作ろうとして手間をかけすぎて日数がかかってしまったり。要領の悪い自分に腹のたつことがしょっちゅうだ。

私もあとのツバメのように手際よくお客の望む仕事をしなければと思う。
そして、今度こそツバメが無事に巣立ってくれることを願っている。

塩那支局長　長谷川　久夫

表紙写真　～今よみがえる１年間だけ特別公開～　二荒山神橋

聖地日光の表玄関を飾るにふさわしい朱塗りに映える美しい神橋は古くから神聖な橋とされており、日光を閉山された勝道上人の伝説にまつわる橋でもある。

また「御橋」「山菅の蛇橋」などと呼ばれ、日光二荒山神社の建造物で国の重要文化財に指定され、平成１１年１２月には世界遺産に登録されました。

平成９年から８年間にわたり行われていた改修工事は、総工費約８億円を投じて実施され、平成１７年３月に竣功しました。

神橋は山間の渓谷に用いられた「はね橋」形式としては我国唯一の古橋であり、日本三大奇橋（錦帯橋・猿橋）の一つに数えられ、「乳の木」と呼ばれる大材の端部を川岸の岩盤に埋め込み、端桁とするその特殊な構造が特徴です。

★見学時間（気象状況により見学できない場合有）

４月～９月	午前８時～午後５時
１０月～１１月上旬	午前８時～午後４時
１１月中旬～３月	午前９時～午後４時

★料金

大人	５００円	高校生３００円
小中学生	２００円	

★交通アクセス

・日光ＩＣから５分
・東武・ＪＲ日光駅から徒歩２０分、駅前バスにて５分

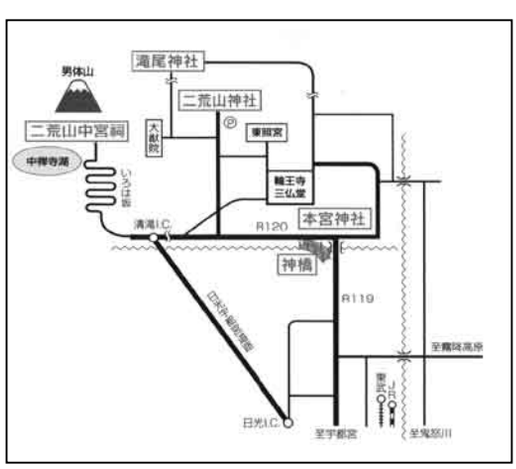

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成17年6月30日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	栃木	１８７８	H17.6. 1	328-0075	栃木市箱森町29-25	0282-23-4623 FAX 23-4633	
	白石博章	05121162					
	鹿沼	１８７９	H17.6. 1	322-0603	上都賀郡西方町 大字本郷60-1	0282-92-2672 FAX 92-2672	
	古澤悦夫	05121163					
	栃木	１８８０	H17.6.15	329-4311	下都賀郡岩舟町 大字古江791	0282-55-8777 FAX 55-8837	
	大島三郎	05121293					
	宇都宮	１８８１	H17.6.15	321-0169	宇都宮市八千代1-14-22	028-659-1422 FAX 684-5188	
	亀田晋	05121294					
	那須	１８８２	H17.6.15	329-2704	那須塩原市新南693-5	0287-36-7676 FAX 37-8066	
	大江宣武	05121295					

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
芳賀	仲島信一	H 17.6.30					

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
那須	厚木壽夫	１６０８	事務所	大田原市紫塚3-2653-3　TEL 0287-23-9701
宇都宮	山村正治	１８３５	事務所電話	宇都宮市西川田町1038-21　TEL 028-645-8990
宇都宮	藍原清	１８６３	事務所名称	行政書士　藍原　清法務事務所

平成１７年度、行政書士試験要項については、８月号に掲載致します。

なお、試験日１０月２３日、願書配布期間及び、受付期間は、８月１日～８月３１日です。

事務局からのお知らせ

★会費納入について★

７月は第２回（７月～９月）会費の納入月です。銀行、郵便局の自動引き落としをご利用になっている方は残高不足にご注意下さい。

★夏期休暇について★

８月１４日～１６日まで夏期休暇となります。

編集後記

今月号から新年度広報部員スタッフによる編集になります。新しい企画はありませんが、表紙の写真について６月号までの県内美術館の写真に変わり、今月号から各地に在る「橋」をテーマに選びました。昔から小さいけれど町の顔としての橋や由緒ある橋、観光県としての橋、或いは産業県としての近代的な橋等を採りあげていきます。今後ともより良い誌面創りにご協力下さいますようお願いいたします。（清水）

行政とちぎ７月号 No. 343
発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）